

○松阪市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会規則

平成17年9月30日規則第298号

改正

平成17年11月24日規則第313号

平成21年3月31日規則第27号

松阪市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市公の施設に係る指定管理者の候補者を公正かつ適正に審査及び選定するため、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとする施設ごとに設置する松阪市指定管理者審査選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、市長の諮問に応じ、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第4条及び第5条に規定する指定管理者の候補者の審査及び選定に関する事務を所掌する。

(委員)

第3条 選定委員会の委員は、市長が委嘱する学識経験者2人をもってこれを充てる。

2 前項に掲げる者のほか、市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとする施設ごとに、次に掲げる者のうちから3人以内で委員を委嘱又は任命する。

- (1) 当該公の施設の管理運営に関し専門的知識を有する者
- (2) 当該公の施設の利用者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、第1項に掲げる者については委嘱の日から2年間とし、前項に掲げる者については委嘱又は任命の日から当該指定管理者の候補者の選定が終了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員の代理)

第4条 審査及び選定対象となる法人その他の団体と委員との間に利害関係があることが明らかであり、審査の公平性や公正性が損なわれるおそれがあるときは、その委員の職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、第3条第1項に掲げる者の中から互選により、これを定める。

3 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 選定委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。ただし、最初に招集される会議は、市長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 選定委員会は、指定管理者の候補者の審査及び選定に必要と認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 選定委員会は、指定管理者の候補者の審査及び選定に必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、指定管理者の候補者を審査及び選定したときは、次に掲げる事項を記載した報告書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公の施設の指定管理者の候補となる団体名

(2) 選定の経過及びその方法

(3) その他委員長が必要と認める事項

(委員報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支給する。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第11条 選定委員会の庶務は、指定管理者の指定に係る公の施設を所管する課において処理する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年11月24日規則第313号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第27号）

この規則は、平成21年4月1日より施行する。

(別記様式)

平成 年 月 日

松阪市長 様

指定管理者審査選定委員会
委員長 ㊟

指定管理者の候補者の審査選定結果について

指定管理者の選定について、審査を行った結果、次のとおり候補者を選定したので松阪市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会規則第8条に基づき報告します。

記

- 1 対象施設
- 2 審査選定委員会委員
- 3 審査選定の経過
- 4 審査選定方法
- 5 審査選定結果
- 6 その他意見等

備考

- 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付すること。